

令和3年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく令和3年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,851 件、契約金額は 1,167.2 億円である。また、競争性のある契約は 2,453 件(86.0%)、1,133.5 億円(97.1%)、競争性のない随意契約は 398 件(14.0%)、33.7 億円(2.9%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△85 件(△17.6%)減少し、金額では△10.4 億円(△23.6%)減少している。件数及び金額ともに減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器(超音波画像診断装置等)の緊急を要する契約が減少したこと等によるものである。

表1 令和3年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 72.2%) 2,233	( 89.4%) 812.7	( 78.6%) 2,240	( 94.7%) 1,105.6	( 0.3%) 7	( 36.0%) 292.9
企画競争・公募	( 12.2%) 376	( 5.8%) 52.7	( 7.5%) 213	( 2.4%) 27.9	(△43.4%) △163	(△47.1%) △24.8
競争性のある契約(小計)	( 84.4%) 2,609	( 95.2%) 865.4	( 86.0%) 2,453	( 97.1%) 1,133.5	( △6.0%) △156	( 31.0%) 268.1
競争性のない随意契約	( 15.6%) 483	( 4.8%) 44.1	( 14.0%) 398	( 2.9%) 33.7	(△17.6%) △85	( △23.6%) △10.4
合計	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(100%) 2,851	(100%) 1,167.2	( △7.8%) △241	( 28.3%) 257.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和3年度の対2年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は 963 件(41.6%)、契約金額は 376.0 億円(39.4%)である。

前年度と比較して、件数では△28 件(△2.8%)減少している一方、金額では 63.2 億円(20.2%)増加している。件数が減少した主な要因は、調査及び研究に係る分析機器(測定装置等)の契約及び医療機器(人工呼吸器等)の賃借契約が減少したこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、高額医療機器(リニアック等)の契約が増加したこと及び業務委託(患者給食)の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。

表2 令和3年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	1,493 ( 60.1%)	1,352 ( 58.4%)	△141 (△ 9.4%)
	金額	523.2 ( 62.6%)	578.9 ( 60.6%)	55.7 ( 10.6%)
1者	件数	991 ( 39.9%)	963 ( 41.6%)	△28 (△ 2.8%)
	金額	312.8 ( 37.4%)	376.0 ( 39.4%)	63.2 ( 20.2%)
合計	件数	2,484 ( 100%)	2,315 ( 100%)	△169 (△ 6.8%)
	金額	836.0 ( 100%)	954.9 ( 100%)	118.9 ( 14.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和3年度の対2年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善努力を継続するために、令和3年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20 営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。

結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では減少し、金額では増加となったが、その主な要因は、上記1. (2)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和3年度は4回実施した。

また、他の法人における調達に関する不適切事案を受け、速やかに各施設に対し、情報提供及び注意喚起の文書を発出することにより類似の事案の発生防止に取り組んだ。

## 4. 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化を推進した。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表することとしており、令和3年度は4回実施した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和3年9月1日)及び「会計業務打合せ」(令和3年9月8日)において内容の徹底を周知した。